

姫路市保育士等住居借上げ支援事業 Q & A

どのような場合、助成が受けられるか？

姫路市内の私立保育所・認定こども園の設置者が借り上げた住居に、雇用する保育士を入居させた場合、借り上げに係る経費について一部助成します。

どのような住居が対象か？

設置者が雇用する保育士のために借り上げた、姫路市内に所在する住居です。

Q 1. 設置者が所有している住居でもよいのか。

A. 借り上げる費用についての助成ですので、対象になりません。

Q 2. 設置者の親族が所有している住居を借り上げる場合は対象になるか。

A. 補助の対象者である設置者、設置者の利害関係者、役員、職員の所有する住居は対象になりません。

Q 3. 入居する保育士や同居人が賃貸借契約を交わしている場合は対象になるか。

A. 設置者が借り上げる住居が対象になるので、対象となりません。

Q 4. 借り上げていれば対象になるか。

A. 借り上げている住居に対象の保育士を入居させていることが条件です。

Q 5. なぜ、平成25年3月31日以前に借り上げた住居は対象にならないのか？

A. この制度は国の補助制度に沿って行う事業であるので、国の規定の範囲内で市の制度を制定しています。補助対象の住居についての規定で「平成24年度以前に借り上げた宿舎を除く」とあるためです。

対象となる保育士の条件は？

設置者が雇用する保育士または保育教諭で、平成31年1月1日以降に新たに採用され、採用から5年を超えない方が対象です。

Q 6. 正規職員でなくてもよいのか。

A. 労働時間が「1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上」の雇用契約であれば、非正規職員でも対象となります。（おおむね上記と相当と確認できる場合も認めることがあります。）

Q 7. 保育士でなくても保育施設で働いていればよいのか。

A. 保育士または保育教諭として採用され、保育に専従している保育士が対象になります。
(資格を有していても、事務職員やその他補助職員の場合は対象となりません。)

Q 8. 無資格だった補助職員が保育士資格を取得し、保育士として保育に携わることになった場合は対象になるか。

A. 雇用契約において、保育士として保育に専従することが締結されてからが対象となります。ただし、対象期間は設置者に（はじめに）採用されてから起算して5年を超えない場合に限りです。

Q 9. 産前産後休業中の職員は対象になるか。

A. 対象となります。

Q10. 育児休業中の職員は対象になるか。

A. 産前産後休業中の職員と同様の扱いですが、育児休業期間のうち対象となる期間は、原則、養育する子が1歳に達する日までとなります。ただし、「育児休暇、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定められている、養育する子が1歳から1歳6か月に達するまで育児休業が認められている場合については、この限りではありません。

Q11. 休職期間中の職員は対象になるか。

A. 給与規定、雇用契約に基づいて、給与の支払いが行われている期間については対象となります。ただし、対象期間は設置者に採用されてから起算して5年を超えない場合に限りです。

Q12. 現在、市内の親元に住んでいるが、1人暮らしをしたいと言う保育士がいる。その保育士を入居させる住居も対象となるか。

A. 保育施設に就職するため市外から借り上げ住居に入居する場合や、市内に住んでいるが通勤時間や距離が相当かかり、その負担を軽減するため保育施設の近くの借り上げ住居に引っ越す場合が対象となります。

Q13. 入居している保育士や同居人に住宅手当が支給されている場合は対象になるか。

A. 対象になりません。保育士が受けてなくて同居人が受けている場合も同様です。

Q14. 現在、補助金の申請の対象になっている保育士が、同一の施設設置者が市外に設置した保育施設に配置換えになった場合は対象になるか。

A. 市内の保育施設で保育に専従していることが条件ですので、配置換えになった時点で対象から外れます。

Q15. 事情があって、入居する保育士が住民登録を異動させていないが対象になるか。

A. 原則、住民登録は必要ですが、DVやストーカー被害など特段の事情により住民登録を異動させることができない場合、事前にこども政策課へご相談ください。

補助の対象経費は？

設置者が借り上げた住居に、雇用する保育士を入居させた場合に係る一戸当たりの対象経費の一部を補助します。

Q16. 賃貸借契約に係る支払った経費が全て対象になるか。

A. 賃借料、共益費、管理費、賃貸借契約時の礼金、更新料が対象経費です。
礼金、更新料については、契約及び更新の期間の月数で割った金額を、発生した時期以降の月額に加えます。

*対象外のもの

敷金、駐車場（駐輪場）代、自治会費、光熱水費、保証料、火災保険料、リフォーム代、ハウスクリーニング代、鍵交換代、仲介手数料 ほか

Q17. 入居者が家賃を負担している場合はどうなるのか。

A. 上記の対象経費から入居者負担額を除いて算定します。

Q18. 補助金の計算方法を教えてほしい。

A. 国が1/2、市が1/4の割合で助成します。

< 1か月に係る一戸当たりの補助金 >

$$\frac{\text{【対象経費（賃借料、共益費など）} - \text{入居者負担額】}}{\text{}} \times \frac{3}{4}$$

↳ 82,000円が上限 (※1,000円未満切り捨て)

(入居日数が1か月満たない場合は日割り計算)

[イメージ] 契約期間 2019年4月16日(入居日)～2021年3月31日

・賃借料 60,000円 ・共益費 10,000円 ・契約時の礼金 120,000円

・入居者負担額 10,000円(2019年4月は負担なし)

2019年度	4月	5月	6月	…	3月	補助金額
a 賃借料	30,000	60,000	60,000	…	60,000	
b 共益費	5,000	10,000	10,000	…	10,000	
c 礼金 ⁽¹⁾	5,000	5,000	5,000	…	5,000	
d 入居者負担額	0	10,000	10,000	…	10,000	
e [a+b+c-d]	40,000	65,000	65,000	…	65,000	
f 上限額	⁽²⁾ 41,000	82,000	82,000	…	82,000	
g [eとf少ない額]	40,000	65,000	65,000	…	65,000	
g×3/4		48,000	48,000		48,000	558,000
(1,000円未満切り捨て)	30,000	48,750	48,750		48,750	

(1)礼金 … 契約期間が24か月なので、120,000円÷24月=5,000円/月

(2)入居日が1か月満たない … 入居日15日なので、82,000円×15/30=41,000円

Q19. どのくらいの期間もらえるのか。

A. 保育施設の設置者に採用されてから5年以内で、条件に合致する期間です。

<例1>

- 保育士として採用⇒2019年2月1日
- 住宅の賃貸借契約⇒2019年2月1日（設置者が契約した日）
- 住居への入居 ⇒2019年2月1日（転入または市内遠隔地からの転居）

	2018年度 2019.2月	2019年度	～	2023年度 2024.1月	
勤務		→			
賃貸借契約		→			
居住		→			
補助対象期間		←→			×対象外

<例2>

- 保育士として採用⇒2019年4月1日
- 住宅の賃貸借契約⇒2019年2月1日
- 住居への入居 ⇒2019年3月1日

	2018年度 2019.2月 3月	2019年度	～	2023年度	
勤務		→			
賃貸借契約		→			
居住		→			
補助対象期間		×対象外	←→		

<例3>

- 保育士として採用⇒2019年4月1日
- 住宅の賃貸借契約⇒(入居者)2019年2月1日、(設置者)2019年4月1日
- 住居への入居 ⇒2019年2月1日

	2018年度 2019.2月	2019年度	～	2023年度	
勤務		→			
賃貸借契約		→	→		
居住		→			
補助対象期間		×対象外	←→		

<例4>

- 保育士として採用⇒2019年4月1日
- 住宅の賃貸借契約⇒2019年6月1日
- 住居への入居 ⇒2019年6月1日

	2019年度 2019.6月	~	2023年度
勤務	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2023]		
賃貸借契約	[Blue arrow from 2019.6.1 to 2023]		
居住	[Blue arrow from 2019.6.1 to 2023]		
補助対象期間	×対象外	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2023]	

<例5>

- 保育士として採用⇒2019年10月1日、(事務員として) 2019年4月1日
- 住宅の賃貸借契約⇒2019年4月1日
- 住居への入居 ⇒2019年4月1日

	2019年度 2019.10月	~	2023年度
勤務	[Dark blue arrow from 2019.10.1 to 2019.12.31]	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2023]	
賃貸借契約	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2023]		
居住	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2023]		
補助対象期間	×対象外	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2023]	

<例6>

- 保育士として採用⇒2019年4月1日 • 退職⇒2021年3月31日
- 住宅の賃貸借契約⇒2019年4月1日
- 住居への入居 ⇒2019年4月1日

	2019年度	2020年度	2021年度
勤務	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2021.3.31]		
賃貸借契約	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2023]		
居住	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2023]		
補助対象期間	[Blue arrow from 2019.4.1 to 2021.3.31]		×対象外

補助金の申請手続き

補助金の支給を受けようとする場合は、該当する年度ごとに市への申請が必要です。

【必要書類】

▷決まった様式があるもの

- ①保育士等住居借り上げ支援事業補助金申請書
- ②申請理由書
- ③保育士等住居借り上げ支援事業計画書
- ④補助対象保育士負担額等確認書
- ⑤雇用証明書
- ⑥経歴書
- ⑦在職証明書（過去一年以内に勤務履歴がある場合、前勤務先に依頼してください。）
- ⑧個人情報の取扱いに関する同意書

▷コピーの提出が必要なもの

- ⑨設置者が締結した不動産賃貸借契約書
- ⑩保育士証または幼稚園教諭免許状 など

※ 申請書等には、相手方登録申出書で届け出された印鑑を押してください。

Q20. 申請書類の提出のタイミングはいつか。

A. 要件に該当した日の月末までに必要書類を提出してください。

なお、申請は年度ごとに必要です。2年度目以降は、各年度5月末日までに提出してください。

Q21. 入居者に家賃など負担してもらってないが、④の書類は提出するのか。

A. 負担以外についての確認事項もあるので、必ず提出してください。

Q22. ⑧はどんな書類か。

A. 申請時と実績報告時に対象の保育士の住民登録の確認が必要です。市がこの事業に必要な対象保育士の住民登録情報を得るために必要な書類です。

市に住民登録情報を確認することをご承諾いただくことで、保育士に個別に住民票をご準備いただくことの手間を省くことができます。（確認事項は、転居日、住所です。）

この書類をご提出いただけない場合は、申請時と実績報告時に住民票の写しをご提出いただく必要があります。

Q23. 年度ごとの申請だが、2年度目以降も変更がなくても全て提出しないといけないか。

A. ①③は必須ですが（①は2年度目以降用の用紙）、④～⑥および⑧～⑩は内容に変更があれば提出してください。

Q24. 年度末までの途中に変更や中止などがあつた場合はどうするのか。

A. 判り次第、こども政策課までご連絡ください。手続きをご案内いたします。

実績報告

補助金の請求をするには市に実績報告をし、補助金の額を確定させなければなりません。

【必要書類】

- ▷ ①保育士等住居借り上げ支援事業実績報告書
- ②保育士等借り上げ事業実績報告内訳書
- ③補助対象保育士の給与明細書または給与台帳の写し
- ④補助対象経費の領収書または払込明細書の写し など

※ 請求書等には、相手方登録申出書で届け出された印鑑を押してください。

Q25. ③④はどの期間のものが必要か。

A. 対象期間全てのものが必要です。年度ごとの実績報告ですので、その年度分を提出してください。

Q26. なぜ③が必要なのか。

A. 対象保育士に住宅手当が支給されていないか確認するためです。

Q27. ④の領収書の金額には駐車場代など対象外の経費も含まれているが、それでもよいか。

A. 内訳が分かる資料を添付してください。

その他

Q28. この補助金は、設置者の会計としてどのような扱いになるのか。

A. 保育所・認定こども園の事業会計に、「補助金事業収入」として計上してください。
なお、会計処理については税理士等にご相談ください。

Q29. 「住宅を借り上げて、保育士に貸す」という行為は現物給付にあたると思われるが、本来は、本人が家賃を支出しなければならないところについて、所得税の関係はどのようなのか。

A. 国税庁のホームページ「タックスアンサー（よくある税の質問）」の「No.2597 使用人に社宅や寮などを貸したとき」をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。